

平成26年度第3回流山市文化財審議会会議録

1 開催日時

平成27年2月20日(金)15時00分～18時15分

2 場 所

流山市立中央図書館会議室

3 議 題

(1) 赤城神社本殿調査報告

(2) 流山市指定有形文化財の指定について(諮問)

赤城神社本殿

(3) 指定候補樹木について

(4) 流山2丁目閻魔堂の閻魔王坐像について

(5) 鱈ヶ崎三本松古墳の調査について

(6) その他

4 出席委員

古谷会長、鎧副会長、小川委員、下津谷委員、
日塔委員、松浦委員、武田委員、西委員、牧野委員

5 欠席委員

常木委員

6 事務局員

直井生涯学習部長(途中退席)

小川図書・博物館長、須田図書・博物館次長

小栗図書・博物館次長兼学芸係長、北澤主任学芸員

7 傍聴者

あり(10名)

8 平成26年第3回文化財審議会議事録

事務局須田次長の進行により、部長・会長挨拶の後、規定により議事進行を古谷会長が務め審議を開始した。

(古谷会長)

議題(1)「赤城神社本殿調査報告について」のうち、会議資料の「赤城神社本殿実測調査報告書」について事務局の説明を求めます。

(小川館長)

事務局長の小川です。

事務局からは、「赤城神社本殿実測調査」について、調査の経緯と報告書の概要を説明します。

先ず調査の経緯につきましては、平成24年に赤城神社を管理する神社委員会から社殿について専門家の意見を聞きたいとの要望が図書・博物館にあり、平成24年度第1回文化財審議会において委員の現地視察をいただいております。また、平成25年度第1回文化財審議会においては、前回の視察における評価により、赤城神社本殿を市指定有形文化財候補とすることを決定していただきました。しかし、この決定に基づいて行われた平成25年12月の日塔委員の調査では、詳細実測調査が必要であると指摘あったため、平成26年10月に市の業務委託による調査が行われたものです。さらに、平成26年11月の平成26年度第2回文化財審議会においては、再度の現地視察をいただいております。この「赤城神社本殿実測調査報告書」は、平成26年12月末に納品されたもので、今回の審議会資料とさせていただきますが、調査を依頼しております日塔委員、小川委員には先行して送らせていただいております。

調査の経緯については以上となりますが、報告書の概要につきましては、事務局の小栗から説明いたします。

(小栗次長)

事務局の小栗です。

「赤城神社本殿実測調査報告書」の概要について説明します。

～「赤城神社本殿実測調査報告書」概要を説明(配布資料あり)～

(古谷会長)

只今、事務局より説明のありました「赤城神社本殿実測調査」の経

緯と報告書の概要について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(松浦委員)

今後の実測調査はどうなるのでしょうか。

(小栗次長)

事務局の小栗でございます。

日塔委員、小川委員に本殿のみだけではなく神社のいろいろな部分を含めて調査し、ご意見を頂戴したいと思っております。

(古谷会長)

他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

無いようですので、次に移ります。

(小川館長)

事務局長の小川です。

赤城神社本殿につきましては、平成27年1月7日に日塔委員、小川委員による調査が行われ、調査報告書も提出されておりますので、両委員による説明をお願いしたいと思います。

(古谷会長)

それでは、会議資料の「流山市 赤城神社本殿調査報告」について、日塔委員、小川委員から説明願います。

「流山市 赤城神社本殿調査報告」

日塔委員説明(資料25頁)

小川委員説明(資料41頁)

(古谷会長)

日塔委員、小川委員ありがとうございました。

只今、日塔委員、小川委員から説明のありました、「流山市 赤城神社本殿調査報告」について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(小栗次長)

事務局小栗です。

最初の調査報告の際に申し上げるのを忘れていました。調査した日本建築研究所の古川さんからです。

神社本殿と覆屋の関係をかなり突っ込んでみてみたが、前後関係の

差が見当たらないとおっしゃっていました。

もう一点、拝殿の棟札については神社の関係者の皆様とこれから調査させていただいて何とか見つけたいと思っています。非常に高い屋根で危険ですが、十分な配慮をして地元の方と調査したいと思います。

(武田委員)

最初、覆屋は存在していなかったのですか。

(日塔委員)

最初はなかったと思われませう。

(武田委員)

本殿の白木は色彩を施していなかったのですか。

(日塔委員)

たとえば、柿渋などの薄い色彩は塗っていたと思われませう。

(古谷会長)

他に御意見のある方はいらっしやいますか。

無いようですので、次の議題に移ります。

議題(2)は、赤城神社本殿を対象とした「流山市指定有形文化財の指定について(諮問)」ということですが、これについて事務局の説明を求めませう。

(小川館長)

事務局長の小川です。

流山6丁目に所在します赤城神社の本殿を対象といたしまして、流山市教育委員会から文化財審議会会長へ「流山市指定有形文化財の指定について」諮問されております。先日、古谷会長には諮問内容について御説明申し上げたところではございますが、改めまして、諮問書を読み上げさせていただきます。資料の52頁をご覧ください。

～ 諮問書読み上げ～

59頁の7の説明につきましては、署名がございませう日塔委員から後程説明いただくこととして、割愛させていただきます。

諮問書を会長へお渡しいたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

～ 小川館長が会長に諮問書を手渡す。～

(古谷会長)

只今、事務局より赤城神社本殿を対象とした「流山市指定有形文化財の指定について」諮問書の提出がありました。これより審議に入りたいと思いますが、個人情報が含まれるため、非公開とします。(傍聴者は一時退席願います。)事務局は議場を閉鎖してください。

～ 傍聴者退席～

(古谷会長)

只今、事務局より説明のありました、議題(2)について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(小川館長)

事務局長の小川です。

諮問書には、日塔委員によります「赤城神社本殿指定説明」がございますので、同委員に説明をお願いしたいと思います。

(古谷会長)

それでは、諮問書の「赤城神社本殿指定説明」について、日塔委員から説明願います。

～ 日塔委員 説明(資料59頁)～

日塔委員、説明後小川委員に棟札についての確認を求める

(小川委員)

棟札・木札とするのが正しいと思われるので答申書には修正していただきたい。

(西委員)

説明文の中に「遺構」という表現があるが、これは無くなったものに対しての表現ではないのでしょうか。

(日塔委員)

建造物では、現在も残っている建物に対して「遺構」という表現を行っています。

(小川委員)

「遺構」で問題ないでしょう。受け継いでいるという意味です。考古学でも同じ表現をしていますよね。

(下津谷委員)

はい。考古学でも同様です。

(松浦委員)

6番の文化財指定の理由はもう少し詳しく、具体的に書いてもいいのではないかと

(小川館長)

文化財の指定の諮問に当たりましてはこのような形で、指定の理由は概略説明をさせていただいて、7番の説明の中で細かく触れさせていただいて、この様な形で御理解頂きたいと思います。

(日塔委員)

「赤城神社本殿付たり棟札及び橋掛」という名称は変えた方がよいのではないかと？

(小川館長)

教育委員会の諮問書につきましては名称は、

「赤城神社本殿 (一段下げて)

付たり棟札・木札及び橋掛」

と表示する形で、後ほど答申書でふれさせていただきたいと思います。

(古谷会長)

日塔委員、有難うございました。

議題(2)について御意見のある方はいらっしゃいますか。

他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

無いようですので、以上で審議を終了します。事務局は議場を解放してください。

～傍聴者 会場へ入室～

(古谷会長)

それでは、議題(2)で教育委員会から諮問のありました、赤城神

社本殿を市指定有形文化財（建造物）とすることに、御異議ございませんでしょうか。

（委員多数）

「異議なし」

（古谷会長）

異議なし多数であります。それでは、議題（２）の赤城神社本殿を対象とした「流山市指定有形文化財（建造物）の指定について（諮問）」に対して、本審議会は市指定を認めることに決定しました。

（小川館長）

事務局長の小川です。

御審議、有難うございました。

つきましては、文化財審議会から教育委員会に提出する答申書の案を事務局で作成しましたので、お手元にお配りさせていただいて、御審議いただければと思います。

～ 答申書（案）配付（事務局）～

（小川館長）

それでは、答申書（案）を読み上げさせていただきます。

～ 答申書（案）読み上げ～

（古谷会長）

只今、事務局から答申書の（案）が示されました。御意見はございませんか。

（古谷会長）

他に御意見のある方、いらっしゃいますか。

無いようですので、（御意見をいただいた部分の修正と確認を行ったうえで、）この答申案を、本審議会から教育委員会への答申として決定してよろしいでしょうか。

（委員多数）

「異議なし。」

(古谷会長)

異議なし多数であります。それでは、議題(2)については、本日審議のとおり答申することに決定しました。

事務局は、教育委員会への答申手続きを進めてください。

(小川館長)

事務局長の小川です。

ご審議有難うございました。答申手続きを進めさせていただきます。3月26日の教育委員会議で答申が議題となり、指定についての決定は同会議に委ねられます。

(古谷会長)

続きまして、議題(3)「指定候補樹木について」を事務局の説明を求めます。

(小川館長)

事務局長の小川です。

指定候補樹木につきましては、前回の会議で、視察をお願いしたとろでございます。長時間に及ぶ視察、お疲れ様でした。その際、候補樹木にアンケートをお願いいたしました。事務局で集計表を作成いたしております。資料の65頁をご覧ください。

この結果を通じ、調査を担当された鑑副会長から、指定へ向けての今後の方向性について、御説明いただきたいと思っております。

(古谷会長)

それでは、鑑副会長説明をお願いします。

～ 鑑副会長説明～

(古谷会長)

鑑副会長ありがとうございました。

只今、鑑副会長から説明のありました、議題(3)について、審議に入ります。御意見のある方はいらっしゃいますか。

(西委員)

鱈ヶ崎の2本のうち1本だけと考えるとよろしいのですか。イチョウは1本も含まれていないが1本くらいは指定してもよいのではないですか。

(鑑副会長)

鱈ヶ崎は2本で一つという考えなので両方が候補ということになります。イチョウに関しては、意見が偶然分かれてしまっただけです。今回の候補はあくまでも第一歩ということで、これで指定が外れるということではありません。

(牧野委員)

候補以外でも指定してよいものがあるのではないのでしょうか。

(鑑副会長)

今回は巨木を中心に考えたものであって、候補は増えていってよいと思います。

(牧野委員)

社叢ということでは大宮神社も候補としてもよいと思います。大宮神社は開発から残った森です。思井の熊野神社の森も素晴らしいので残していきたい場所です。

(小川委員)

歴史民俗的な意味合いの樹木と純粋な樹木と、どちらを優先するかが関ってくるかと思います。

(下津谷委員)

コウヤマキですけれども、千年マキとあるが石碑も一緒にしたらどうか。

(小川委員)

私個人的な意見としては歴史民俗的な樹木が良いなと思います。

(古谷会長)

只今、鑑副会長から提案のありましたとおり、指定候補を絞り込むことでよろしいでしょうか。

(委員多数)

「異議なし」

(小栗次長)

すみません、番号でもう一度確認させてください。

(鑑副会長)

5 番のコウヤマキ、9 番愛宕神社のケヤキ、12 番道祖神のムクノキ、14 番のシダレザクラ、15 番のムクロジ、17 番目のタラヨウ、赤城神社の社叢、諏訪神社の社叢、以上8件です。

(小栗次長)

ありがとうございました。

(鑑副会長)

会長のほうから大宮神社の社叢も良いよ、とお話をいただきました。このように今回の調査をきっかけに広がっていけば流山にとってもありがたいことだと思っています。

(小川委員)

熊野神社のシイノキもすごいですね。

(古谷会長)

はい、あれが元八木の発祥だという話もあります。区画整理の対象になっていますが、残すべきだと言っております。

(古谷会長)

他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

無いようですので、審議を終わります。事務局は、審議結果に従って指定の為の業務を進めてください。

(小川館長)

事務局長の小川です。

了解しました。業務を進めます。

(小栗次長)

先日会長とのお話の中で、諏訪神社の社叢に関しては「流山市緑化推進および保存に関する条例」で指定樹林になっていることがわかりました。市のみどりの課が所管していますが、市内に300本程度の指定木があります。年間3000円くらいの補助金が支出されているようです。

この絞り込まれた8件の中にもいくつかあるようです。その条例と

調整、所有者との同意、こういうことが今後の業務になっていくと思います。

(小川委員)

だぶってはいけないということですね。

みどりの課の方はあくまでも樹木規模、面積が対象、こちらはたとえば5,6本でも歴史文化的価値があれば指定するということです。

(小栗次長)

保護条例の指定の関係ではだぶった木があっても大丈夫なのですが、補助金のことがあります。

(古谷会長)

次の議題に移ります。

議題(4)の「流山2丁目閻魔堂の閻魔王坐像について」事務局の説明を求めます。

(小川館長)

事務局長の小川です。

流山2丁目には、墓地の一画に閻魔堂が所在し、閻魔王坐像が安置されております。流山100か所めぐりの一つとして、市民にとっては馴染みの深い存在で、近年では観光客数も増えているようです。

しかしながら、明治42年建築の閻魔堂は老朽化しており、閻魔王坐像の保存が危惧されております。所有者などから、今後に必要なと思われる修理に対し、その費用の一部を指定文化財の補助金に頼れないかとの相談があり、図書・博物館で調査を進めてまいりました。現段階での調査結果については事務局の小栗から説明いたしますが、今後流山2丁目の閻魔王坐像を市指定有形文化財の候補として、今後も調査を進めてよろしいかお諮りするものです。

それでは、調査結果について、事務局の説明を求めます。

(小栗次長)

事務局の小栗です。

資料の66頁をご覧ください。

～資料説明～

以上です。

(古谷会長)

只今、事務局から説明のありました、議題(4)について、審議に入ります。御意見のある方はいらっしゃいますか。

(小川館長)

事務局長の小川です。

本件につきましては、平成26年12月25日に武田委員に視察をお願いいたしました。また、平成27年1月7日に小川委員、日塔委員にも実見いただいております。各委員からの御意見を頂戴したいと思っております。

(古谷会長)

それでは、武田委員、小川委員、日塔委員の意見を求めます。

(武田委員)

私は主に保存状態を調査させていただきました。以前に閻魔さまの写真をいただいていたので、芸大の水野先生にお見せしたところ、閻魔さまとしては良いものではないかと言われました。

副島先生が悉皆調査を行った調査書によると、江戸のもの、あるいはもっと古い可能性もあるのではないかという書き込みもございました。実際行ってみましたら、写真よりはるかに迫力がありました。東福寺の閻魔さまに比べて信仰の対象としての閻魔さまとしてすごく意識して作られていると思いました。かなり薄く作られています。良いものだと割と奥深く作られています。地方にはこの傾向がみられません。もう一度精査する必要はあると思います。先日は重くて造形を思うように見られなかったのです。保存場所にも問題があると思います。防犯、防火、虫食い等含めて考える必要があります。閻魔王坐像の造形というものは少ないので閻魔王坐像の位置づけをきちんとしていくほうが良いのではないかと思います。以上です。

(小川委員)

通常は農村地帯にあるのです。信仰的にみると少し意味が違うかと。閻魔像の信仰プラス何かがあるところには横たわっているのではないかと思います。もう少し聞き書き等をやる必要がある、というのが一点です。

東福寺の方が年代的には古いのですが、近いし11年ぐらいしか違いませんが、そこらの関連も調べる必要があるかと思っております。上貝塚も調べないと信仰という形では出てこないのかとも思っております。ただ、特徴的なことは間違いありません。

(下津谷委員)

この閻魔堂の所有者はどなたなのですか。

(小栗次長)

非常に難しいです。共同管理ですから何人ものかたがいらっしゃるのかと。役をやっている方何人かで運営していると聞いております。

建物の心配、像の心配、いろいろあります。共同管理の曖昧さがあり、今後の不安から補助が受けられるかということが出てきました。

(小川館長)

所有者・管理者が特定されなければ補助対象にはなりません。委員の皆様のご意見等をふまえて調査していく形になるかと思えます。

(小川委員)

保存会を作ると良いですね。

(古谷会長)

他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

無いようですので、審議を終わります。

それでは、流山2丁目閻魔堂の閻魔王坐像を市指定有形文化財候補としてよろしいでしょうか。

(委員多数)

「異議なし」

(古谷会長)

異議なし多数と認めます。流山2丁目閻魔堂の閻魔王坐像を市指定有形文化財候補とすることが決定しました。事務局は、審議結果に従って、指定に関わる調査を進めてください。

(小川館長)

事務局長の小川です。

了解しました。指定に向けての調査を進めます。

(古谷会長)

続きまして、議題(5)「鱈ヶ崎三本松古墳の調査について」を事務局より説明願います。

(小川館長)

事務局長の小川です。

鱒ヶ崎三本松古墳につきましては、平成27年1月末から2月にかけて、地中レーダー探査を実施しております。筑波大学教授をされております常木委員のお計らいで、同大学滝沢誠教授の指導による筑波大学考古学研究室の協力を得ることができました。今後行われる発掘調査の資料に活用しようとするため実施したものです。調査の結果と今後の予定については、担当である北澤主任学芸員から御説明いたします。

(北澤主任学芸員)

事務局の北澤です。鱒ヶ崎三本松古墳の地中レーダー探査の結果と今後の予定について説明します。追加資料をお配りいたします。

資料の77頁・78頁をご覧ください。今回の調査で墳頂部下から石室と思われる構築物が確認されています。一部は盗掘などで破壊された可能性が考えられますが、確認された位置から横穴式石室の可能性が高いと考えられます。今後はこの調査成果に基づき、調査方法の検討を進めていきます。

次に石碑についてですが、先般所有者からの寄付が行われ、市の所有となっております。こちらについて保存処理を進めていく予定です。

(小川館長)

石碑については流山市が寄贈を受け、管理についてはいずれ教育委員会になるだろうと。西平井鱒ヶ崎の区画整理が終わる28年度以降、29年度に公園整備が始まるその時期に明確になってくるであろうと思います。

(古谷会長)

只今、事務局から説明のありました、議題(5)について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(下津谷委員)

石室の深さはどれくらいなのか。

(北澤主任学芸員)

1.4メートルほどです。

(下津谷委員)

それぐらいであれば、事前調査としてボーリングピンなので当たりを確認した方が良いでしょう。

横穴式石室であれば、市川の法皇塚古墳とあわせてこの地域に横穴式石室が導入された古墳として改めて注目されると考えます。慎重に調査を行ってください。

(小川館長)

調査の時期ですが、今年度は難しいです。27年度以降レーダーで調査したものを参考にし、文化財審議委員会の皆様のご意見を参考にしていく中で進めていきたいと考えております。

(古谷会長)

他に御意見のある方、いらっしゃいますか。

無いようですので、次の議題に移ります。

議題(6)「その他」について事務局の説明を求めます。

(小川館長)

事務局長の小川です。

事務局からは、議題ではございません。私

(古谷会長)

事務局からは、議題が無いとのことですが、委員の皆さんから御意見ありませんでしょうか。

(古谷会長)

他に御意見のある方、いらっしゃいますか。

無いようですので、これにて議事を終了し、司会を事務局にお返します。

(須田次長)

事務局の須田です。

皆様、長時間の御審議お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年度第3回文化財審議会を閉会させていただきます。